

令和 7 年度

第 1 回 高山市学校給食食物アレルギー対応委員会

日時：令和 7 年 5 月 1 3 日（火）

午後 1 時 3 0 分～

場所：高山市役所 4 階中会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

令和 7 年度高山市学校給食食物アレルギー対応委員会委員の委嘱

3 あいさつ

4 高山市学校給食食物アレルギー対応委員会について 資料 1

5 委員長及び副委員長の選出

6 報 告

報告 1 学校給食における食物アレルギーの対応状況について 資料 2 資料 3
学校生活管理指導表の提出状況、エピペン所持者数

報告 2 学校給食におけるヒヤリハット事案について 資料 4

報告 3 学校における緊急時の対応について 資料 5
救急安心センター＃7119の利用実績

報告 4 学校給食センター整備について 資料 6
保護者アンケート結果

7 そ の 他

8 閉 会

高山市学校給食食物アレルギー対応委員会委員

(任期 令和7年5月1日～令和8年4月30日)

番号	氏 名	要綱第3条	所属団体等
1	青 木 信 幸	第1号（学校関係者）	高山市教育研究会 小中学校校長会代表 （三枝小学校長）
2	加 納 み ゆ き	第1号（学校関係者）	高山市教育研究会 養護教諭部会 部長 （南小学校養護教諭）
3	杉 浦 美 波	第2号（栄養教諭等）	高山市教育研究会 栄養部会 部長 （東小学校栄養教諭）
4	川 尻 美 和	第3号（医療関係者）	高山赤十字病院 第二小児科 部長
5	水 口 宏 平	第3号（医療関係者）	高山市学校保健会（医師会） 学校医（花里小学校担当）
6	内 記 洸	第4号（保護者）	高山市PTA連合会 会長
7	下 垣 内 智 子	第4号（保護者）	ひだっ子アレルギーの会 会長
8	井 ノ 下 歩	第4号（保護者）	ひだっ子アレルギーの会 副会長
9	谷 腰 正 明	第5号（消防機関関係者）	高山消防署 救急課長
10	木 戸 脇 知 里	第6号（保育関係者）	高山市こども未来部 こども政策課

高山市学校給食食物アレルギー対応委員会の概要

- 1 名 称 高山市学校給食食物アレルギー対応委員会
- 2 設置目的 学校給食における食物アレルギー対応及び学校生活における食物アレルギー症状発症時の対応等について協議し、アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活を安全・安心なものにすることを目的とする。
- 3 設置根拠 設置要綱の制定（令和 3 年 1 2 月 2 8 日決裁、別添参照）
- 4 所掌事項
 - (1) 学校給食における食物アレルギー対応方針に関すること
 - (2) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに関すること
 - (3) その他学校給食における食物アレルギー対応に関すること
- 5 構 成 1 0 人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱または任命する。
 - (1) 学校関係者
 - (2) 栄養教諭・学校栄養職員
 - (3) 医療関係者
 - (4) 児童・生徒の保護者
 - (5) 消防機関関係者
 - (6) 保育関係者
 - (7) その他教育委員会が必要と認める者

【主な取り組み】

- ・学校給食における食物アレルギー対応の基本方針の検討
- ・給食提供にあたってのマニュアルの検討
- ・医師会や消防署など関係機関との連携体制の整備
- ・事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討
- ・食物アレルギーに関する研修会など学習機会の提供

【構成メンバー：10人体制】

No.	メンバー	分類	選出方法
1	学校長の代表	(1)	市校長会に推薦を依頼
2	養護教諭の代表	(1)	市教研養教部に推薦を依頼
3	栄養教諭・学校栄養職員の代表	(2)	市教研栄養部に推薦を依頼
4	小児アレルギー専門医	(3)	高山赤十字病院小児科医師
5	学校医の代表	(3)	高山市学校保健会に推薦を依頼
6	P T A の代表	(4)	市 P 連に推薦を依頼
7	食物アレルギー疾患のある児童・生徒の保護者代表	(4)	患者会（ひだっ子アレルギーの会）に推薦を依頼
8	食物アレルギー疾患のある児童・生徒の保護者代表	(4)	患者会（ひだっ子アレルギーの会）に推薦を依頼
9	高山消防署職員	(5)	高山消防署に推薦を依頼
10	保育園・学童保育関係者	(6)	子育て支援課に推薦を依頼

- | | | |
|----|-----|--|
| 6 | 役員等 | 構成メンバーの互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
委員長は会議の議長となる。(委員長が不在の時は副委員長が代行) |
| 7 | 任期 | 構成員の任期は1年間で、再任を妨げない。
構成員が欠けた場合は補欠の委員を委嘱するものとする。 |
| 8 | 会議 | 必要に応じて開催する。(年1回以上開催するものとする。)
出席委員数による会議の成立要件等は定めない。
構成員以外の有識者等を会議に出席させることができる。 |
| 9 | 庶務 | 委員会の庶務は教育委員会事務局教育総務課(学校給食センター)において処理する。 |
| 10 | その他 | 会議の出席に対し、責任ある発言を求めるため、また、民間企業に勤める者等でも委員会に出席しやすくするため、会議の出席に際し謝礼等を支払う。ただし、(1)学校関係者、(2)栄養教諭・学校栄養職員及び(5)消防機関関係者には支給しない。(6)保育関係者については、公務員以外が構成員となった場合、謝礼を支払う。 |

○高山市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱

令和3年12月28日
決裁

(設置)

第1条 学校給食における食物アレルギー対応及び学校生活における食物アレルギー症状発症時の対応等について協議するため、高山市学校給食食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応の方針に関すること。
- (2) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに関すること。
- (3) その他学校給食における食物アレルギー対応に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 栄養教諭又は学校栄養職員
- (3) 医療関係者
- (4) 保護者
- (5) 消防機関関係者
- (6) 保育関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、委員が事故その他の理由によりその任務を遂行できなくなったときは、補欠の者を委嘱又は任命できるものとする。この場合において、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。ただし、委嘱又は任命後の最初の会議は教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱に基づき最初に教育委員会が委嘱又は任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱又は任命の日から令和4年3月31日までとする。

アレルギー対応食の提供状況について

1 給食における食物アレルギー対応の児童・生徒数（実人数）の推移

各年度 5 月 1 日現在

年 度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数(人)	253	281	267	240	268	273	305	290	281	297	296
割 合(%)	3.2	3.7	3.6	3.6	3.8	4.0	4.5	4.4	4.4	4.7	

2 令和 7 年度のアレルギー対応食提供状況（延人数及び実人数）

【対応分類別内訳】

単位：人

対応分類	学校給食センター						国府	合計
	高山	清見	荘川	一之宮	久々野	本郷		
①飲用牛乳	104	10	1	5	4	2	14	140
②乳成分	65	6	1	4	1	2	13	92
③卵	101	7	4	6	2	2	18	140
④えび・かに	42	0	1	2	0	1	5	51
⑤いか・たこ	37	0	1	1	0	1	1	41
⑥ごま	23	0	0	0	0	0	1	24
⑦魚	11	0	0	2	0	1	0	14
⑧アーモンド	66	0	0	2	1	2	8	79
⑨魚卵	20	0	0	1	0	1	4	26
※小麦 (パン→おこめパン)	13	2	0	0	0	0	0	15
延人数	482	25	8	23	8	12	64	622
実人数	226	13	4	11	7	5	30	296

【参考】 令和7年5月のアレルギー対応食の提供状況（高山センターA献立）

日付	献立名	分類	原因食品	対応
R7.5.7	白身魚の薬味だれ	魚	パンガシウス	代替食(キャベツメンチカツ)
R7.5.9	五目野菜ソテー	魚	かまぼこ	除去食
R7.5.12	れんこんきんぴら	ごま	いりごま	除去食
R7.5.13	お茶パン	乳なしパン	脱脂粉乳	代替食(乳なしパン)
R7.5.13	お茶パン	パン→おこめパン	小麦粉・グルテン・脱脂粉乳	代替食(おこめパン)
R7.5.13	クリームゴールド	乳成分	ホエイパウダー・粉乳	代替食(いちごジャム)
R7.5.14	ホキと高野豆腐の揚げ煮	魚	ホキ	代替食(厚揚げ)
R7.5.15	野菜のごまドレ	ごま	すりごま	除去食
R7.5.16	焼きししゃも	魚	ししゃも	代替食(肉団子)
R7.5.16	焼きししゃも	魚卵	ししゃも	代替食(肉団子)
R7.5.19	オムレツ	卵	オムレツ	代替食(キャベツメンチカツ)
R7.5.20	黒パン	乳なしパン	脱脂粉乳	代替食(乳なし黒パン)
R7.5.20	黒パン	パン→おこめパン	小麦粉・グルテン・脱脂粉乳	代替食(おこめパン)
R7.5.26	ねぎ焼き	いか・たこ	いか・たら	代替食(ハンバーグ)
R7.5.26	ねぎ焼き	魚	いか・たら	代替食(ハンバーグ)
R7.5.27	コッペパン	乳なしパン	脱脂粉乳	代替食(乳なしパン)
R7.5.27	コッペパン	パン→おこめパン	小麦粉・グルテン・脱脂粉乳	代替食(おこめパン)
R7.5.27	パンプキンスープ	乳成分	牛乳・クリーム・脱脂粉乳	除去食
R7.5.27	白身魚フライ	魚	スケソウタラ	代替食(キャベツメンチカツ)
R7.5.28	ひじきの炒め煮	魚	さつまあげ	除去食
R7.5.29	さばのごまだれかけ	魚	さば・いりごま	代替食(厚揚げ)
R7.5.29	さばのごまだれかけ	ごま	さば・いりごま	代替食(厚揚げ)
R7.5.30	いか天のチリソース	いか・たこ	いか	代替食(肉団子)

学校等におけるアレルギー症状発症及びヒヤリハット事例

R7.1 月以降分

1. ヒヤリハット事例

【事例 1】

場 所	A 中学校
日 時	令和 7 年 4 月
内 容	中学 3 年生の乳アレルギー生徒に、代替食の乳なしパンが提供されなかった。 学校で気づき、該当生徒はパンの喫食はせず他のおかずを多めに配食した。
原 因	センターにおける Excel データ作成時の誤り 保護者に配付されるアレルギー対応表作成時には記載があったが、新年度の切り替えでデータを作成しなおす際、リストから漏れた
対 策	年度替わりは特に慎重に対応する 当初作成時の分類ごとのアレルギー対応人数と、最終段階の対応人数に相違ないかを確認する 複数人でチェックを行う

2. アレルギー症状が発症した事案

学校給食センターで把握している事案なし